

記者発表資料
令和4年7月29日
教育庁高校教育課教育指導第一班
担当：櫻井
電話 022-211-3624
宮城県志津川高等学校
担当：教頭 佐々木
電話 0226-46-3643
宮城県塩釜高等学校
担当：教頭 黄海
電話 022-362-0188

## 県立高校における個人情報の紛失について

### 1 教務手帳の紛失について

(1) 学校名 宮城県志津川高等学校

(2) 発生日時 令和4年6月30日（木）午後3時25分頃

#### (3) 概要

同校教諭が担当する生徒24名のカタカナで記載された名前及び授業の出欠状況が記載された教務手帳を紛失したものの。

当該教諭は、令和4年6月30日（木）6校時の授業後、教務手帳を職員室に持ち帰った。令和4年7月4日（月）午前9時50分頃、授業に行く際に確認したところ、教務手帳が無いことに気付いた。その後、職員室や校内で移動したと思われる箇所を探索したが、発見できなかった。

令和4年7月7日（木）午前8時に、当該教諭が教頭に報告し、その後、全教職員で校内を探索したが、現在まで発見には至っていない。

なお、生徒の成績等の記載はなく、これまで二次被害は確認されていない。

#### (4) 事故の要因

個人情報に記載された資料等の取扱いについての認識が不十分であり、普段から教務手帳の取扱いに特段の注意を払っていなかったことによるもの。

#### (5) 対応

令和4年7月13日（水）に保護者に対して文書及び一斉メールで事故の経緯説明と謝罪を行った。令和4年7月13日（水）及び7月15日（金）に当該教諭が該当生徒へ事故の経緯説明と謝罪を行った。

## 2 住民票の紛失について

(1) 学 校 名 宮城県塩釜高等学校

(2) 発生日時 令和4年3月28日(月)午後5時頃

### (3) 概 要

同校において、生徒2名の住民票を紛失したものの。

令和3年12月頃、生徒1名が住所変更手続きのため学校に新たに住民票を提出した。令和4年7月12日(火)、当該生徒の保護者から学校からの郵送物が旧住所から転送されて届いた旨の申し出があり、担任が担当クラスの生徒の住民票を確認したところ、新しい住民票が見当たらないことがわかった。

これを受け、同校において他の生徒の住民票についても確認したところ、令和4年3月に住所変更手続きのために学校に新たに提出したもう1人の生徒の住民票が見当たらないことが発覚した。その後、全職員で校内を捜索しているが、現在まで紛失した住民票は発見されていない。

提出された住民票には、氏名、住所、生年月日、本籍地等が記載されていた。

なお、これまで二次被害は確認されていない。

### (4) 事故の要因

個人情報に掲載されている書類等を取り扱う業務の手順や書類の保管方法について、教職員の共通理解と校内管理体制が不十分であり、住民票の取扱いについて特段の注意を払っていなかったことによるもの。

### (5) 対 応

令和4年7月20日(水)及び令和4年7月26日(火)にそれぞれの保護者に対して同校教頭が電話で経緯を説明し、令和4年7月28日(木)にその後の捜索状況の説明と謝罪を電話で行っている。

## 3 再発防止策

県教育委員会としては、個人情報の不適切な管理に関する事案が複数発生していることを重く受け止め、個人情報に掲載されている書類等を取り扱う業務について、業務ごとに取扱い手順や保管方法を点検・再整備し、改めて全教職員で確認するよう、全ての県立学校に文書で指示するとともに、教育情報セキュリティに係る教職員研修を実施し、全教職員が情報セキュリティポリシーに対する認識を一層深めるよう徹底を図り再発防止に努めていく。